



国海査第97号の4
平成24年6月21日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局検査測度課長
園田 敏彦



火災試験方法の適用に関する国際コード（FTPコード）に定める試験機関の認定に係る条件の変更の承認について

標記について、火災試験方法の適用に関する国際コードに係る試験機関の認定に関する細則（海査第597号（平成10年12月21日付け）及び国海査第681号（平成15年4月18日付け）による改正の内容を含む。）に基づき、下記のとおり認定に係る条件の変更を承認したので通知致します。

記

試験機関：社団法人 日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター

住所：東京都東村山市富士見町1-5-12

変更の内容：認定に係る条件に「2010年火災試験方法の適用に関する国際コード（2010FTPコード）」附属書1の以下のパートの試験を追加する。

- パート1 不燃性試験
- パート3 A級、B級及びF級の仕切りの試験
- パート4 防火戸制御システムの試験
- パート5 表面燃焼性試験（表面材と一次甲板床張り材の試験）
- パート7 鉛直に支持される織物及びフィルムの試験
- パート8 布張り家具の試験
- パート9 寝具類の試験

変更年月日：平成24年6月21日

